

# 平成28年度に千葉県内の全市町村において、個人住民税の特別徴収義務者への指定を一斉に行います。

## 個人住民税の特別徴収一斉指定について

千葉県と県内全市町村は、法令順守、納税者の利便性の向上、住民税の滞納を抑制するため、所得税の源泉徴収義務がある事業主に対して、平成28年度から個人住民税の(町民税・県民税)の特別徴収(給与からの天引き)を徹底することになりました。

特別徴収を実施していない事業主、また税理士等の関係者の皆様におかれましては、平成28年度の個人住民税の課税から円滑に対応できるよう準備願います。

[個人住民税特別徴収の県内一斉指定の実施について\(県庁ホームページ\)](#)

### 特別徴収とは

所得税の源泉徴収にあたるものが、住民税では特別徴収と呼ばれています。

個人住民税の特別徴収とは、事業者(給与支払者)が、従業員(納税義務者である個々の給与所得者)が納めるべき税額を毎月の給与の支払時に徴収(天引き)し、その徴収した税金を市町村に納入する制度です。

従業員、個人個人の住民税額は市町村で計算し、お知らせします。事業者の方にとっては、所得税のように年末調整をするなどの手間がかかりません。

また、従業員の方にとっては、わざわざ金融機関へ納税に出向く手間を省くことができます。

### 特別徴収義務者とは

所得税の源泉徴収義務者である方は、個人住民税についても特別徴収の義務があります。

地方税法では、前年中に給与所得があった個人住民税の納税義務者で、その年の4月1日現在で事業者から給与の支払を受けている方については、特別徴収の方法により個人住民税を納税していただくことになっています。

## 【特別徴収】Q&A

### 個人住民税の「特別徴収」とはどんな制度ですか？

従業員の方々の納税の便宜を図る目的から、事業者の方が、毎月の給与を支払う際に所得税などのように、個人住民税を徴収して(天引きして)、納入する制度です。  
「従業員の所得税は給与から源泉徴収しているけれど、個人住民税はしていない」ということはありませんか？

### 「特別徴収」のメリットは何ですか？

従業員の方が、金融機関や市役所などの納入場所へ出向く必要がなくなります。  
普通徴収(個人納入)では年4回払いですが、特別徴収では、12か月に分割して毎月の給与から天引きされますので、納税者の1回あたりの負担が緩和されます。

### 今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ今さら特別徴収をしないといけないのですか？

地方税法では、所得税を源泉徴収している事業者(給与支払者)は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければいけないことになっています。  
【地方税法第321条の4と各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、個人住民税の特別徴収義務者として包括的に指定され、住民税を特別徴収していただくことになっています】

### 今から特別徴収に切り替えるとなれば、手間もかかります。これをすることで何かメリットはあるのですか？

住民税の特別徴収は、前述の通り事業者が行うべき法律上の義務とされています。  
住民税の特別徴収では、所得税のように、税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。  
税額の計算は、1月末までに事業者の方から提出いただいた給与支払報告書等に基づいて市町村で行い、従業員ごとの住民税額を各市町村から通知します。その税額を毎月の給与から徴収(天引き)し、合計額を翌月の10日までに、金融機関を通じて各市町村に納めていただくこととなります。  
また、特別徴収をすると、従業員一人ひとりがわざわざ金融機関へ納税に出向く手間を省くことができます。  
さらに、普通徴収の納期が原則として年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員(納税義務者)の1回あたりの負担額が少なくてすみます。  
なお、従業員が常時10人未満の事業所には、申請により、年12回の納期を年2回とする制度もあります(納期の特例の承認)。

## 従業員(アルバイトやパートを含む)であれば、全員特別徴収をする必要がありますか？

前述の通り、所得税を源泉徴収している事業者は特別徴収をしなければならないこととされていますので、源泉徴収をされている従業員(アルバイトやパートを含む)についても、所得税を源泉徴収すると同時に、住民税についても特別徴収(給与から天引き)をしていただく必要があります。

ただし、給与の支給期間が2か月に1回のみ支給によるなど、特別徴収によることが著しく困難な場合には、普通徴収の方法により徴収されます。

## 「特別徴収」の手順はどうなりますか？

---

税額の計算は市町村で行うため、所得税のように事業主が税額を計算したり、記帳したりする必要はありません。

個人住民税の特別徴収義務者に対して、従業員等(納税義務者)が1月1日現在に住んでいた市町村から、毎年5月31日までに「特別徴収税額の通知書」が送付されます。

特別徴収税額の通知書には、6月から翌年5月までに徴収していただく住民税額(年税額及び毎月の額)が記載されていますので、毎月の給与から記載された月割額を徴収した上、翌月の10日までに当該市町村(または金融機関・郵便局)に納入してください。

なお、翌月の10日が金融機関等の休業日にあたる時は、翌営業日が納入期限になります。

[個人住民税の特別徴収\(給与天引き\)の制度 pdf](#)

## 特別徴収により納税するためにはどうすればよいですか？

---

毎年1月31日までに提出することになっている給与支払報告書(総括表・個人別明細書)を各市町村に提出してください(地方税法第317条の6)。

なお、当該給与支払報告書は、地方税法第317条の7で、提出しなかった事業者、または虚偽の記載をした事業者に対する罰則規定が設けられています。

## 給与所得者が退職、転勤した場合はどうなりますか？

---

給与所得者に異動があった時は、特別徴収に係る異動届出書を提出していただく必要があります。例として、給与所得者が退職・休職したときや、給与所得者が転勤したときがあります。

異動届出書については、異動が生じた翌月の10日までに提出をお願いします。

## **1 月末に給与支払報告書を提出しました。その後すぐに退職したのですが、異動届出書は提出する必要がありますか？**

---

異動した年の 1 月 1 日現在、鋸南町に住所があり、かつ、その年の 1 月 2 日から 5 月 31 日までの間に退職や転勤などによって給与の支払いを受けなくなった場合でも、「給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

異動届出書については、異動が生じた翌月の 10 日までに提出をお願いします。

## **非課税の給与所得者が異動した場合でも届出が必要ですか？**

---

非課税の方(徴収すべき税額がゼロの方)や個人住民税を既に納入済みの方についても、異動があった場合には、異動届出書の提出が必要となりますので、翌月 10 日までに異動届出書を提出してください。

## **お問い合わせ先**

- 鋸南町役場 税務住民課/税務収納室 電話:0470-55-2113